

## 【労務】 障害者雇用率が 2.0% ⇒ 2.2%へ引き上げ（平成 30 年 4 月 1 日施行）

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、厚生労働省が取りまとめた、平成 29 年の「障害者雇用状況」集計結果では、法定雇用率達成企業の割合は 50.0%（対前年比 1.2 ポイント上昇）となっています。

そして、平成 30 年 4 月 1 日より、身体障害者と知的障害者に加え、精神障害者の雇用も義務化されることになったことに伴い、障害者法定雇用率が 2.0%から 2.2%（民間企業）に引き上げられます。

### 1. 障害者雇用率について

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

#### (1) 一般民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

#### (2) 障害者雇用率のカウント

法定雇用率は原則として、週 30 時間以上働く障害者は 1 人、週 20 時間以上 30 時間未満働く障害者は 0.5 人に換算して算出されますが、4 月以降は精神障害者に限り、週 20 時間以上 30 時間未満の労働でも雇用開始から 3 年以内か、精神障害者保健福祉手帳を取得して 3 年以内の人は 1 人と数えることとする特例措置を設けました。これは 5 年間の時限措置となります。

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満
身体障害者	1	0.5
重度	2	1
知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5

### 2. 対象となる事業主の範囲について

法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の実業主の範囲が、従業員 50 人以上から 45.5 人以上に変わります。対象となる事業主は、毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

### 3. 今後の引き上げについて

平成 30 年 4 月から 3 年を経過する日より前に、民間企業の法定雇用率は 2.3%になります。具体的な引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされることとなっており、2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員 43.5 人以上に広がります。

参照ホームページ [ 厚生労働省 ]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192051.html>